

検査制度の見直しに関するワーキング グループ 第16回会合議事録

平成30年3月19日（月）

原子力規制庁

（注：この議事録の発言内容については、発言者のチェックを受けたものではありません。）

検査制度の見直しに関するワーキンググループ第16回合 議事録

1. 日 時：平成30年3月19日（月）10:00～12:11

2. 場 所：原子力規制委員会 13階会議室B,C

3. 出席者

(1) 原子力規制庁職員

山田 知穂	原子力規制部長
金子 修一	原子力規制部検査監督総括課長
平野 雅司	国際室地域連携推進官
古金谷敏之	安全規制管理官（実用炉監視担当）
門野 利之	安全規制管理官（専門検査担当）
金城 慎司	安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）
布田 洋史	検査監督総括課検査評価室長
笠川 勇介	検査監督総括課検査評価室室長補佐
古作 泰雄	検査監督総括課課長補佐
伊藤 信哉	検査監督総括課課長補佐
佐藤 和子	検査監督総括課課長補佐
吉野 昌治	実用炉監視部門企画調査官
小坂 淳彦	実用炉監視部門企画調査官
高須 洋司	専門検査部門統括監視指導官
村尾 周仁	専門検査部門企画調査官
澤田 敦夫	専門検査部門原子力規制制度研究官
村上 恒夫	専門検査部門主任原子力専門検査官
片岸 信一	専門検査部門主任原子力専門検査官
熊谷 直樹	核燃料施設等監視部門統括監視指導官
児玉 智	核燃料施設等監視部門管理官補佐

(2) 事業者

横尾 智之	電気事業連合会	原子力部	部長
河村 篤志	電気事業連合会	原子力部	副部長
高木 宏樹	電気事業連合会	原子力部	副長
宮道 秀樹	電気事業連合会	原子力部	副長
鈴木 智久	電気事業連合会	原子力部	副長

島津	文雄	北海道電力株式会社	原子力品質保証室	品質保証担当室長
滝沢	慎	東京電力ホールディングス株式会社	原子力安全・統括部	原子力安全グループ マネージャー
谷口	敦	東京電力ホールディングス株式会社	原子力設備管理部	設備技術グループ マネージャー
藤曲	久元	東京電力ホールディングス株式会社	原子力運営管理部	保安管理グループ 検査対応チームリーダー
山田	浩二	中部電力株式会社	原子力本部	原子力部 運営グループ 専門課長
爾見	豊	関西電力株式会社	原子力事業本部	部長
笹川	直樹	関西電力株式会社	原子力事業本部	プラント・保全技術グループ マネージャー
國溪	民継	関西電力株式会社	原子力事業本部	発電グループ マネージャー
畠埜	恭介	九州電力株式会社	原子力発電本部	放射線安全グループ長
小井	衛	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	安全・核セキュリティ統括部	次長
猪井	宏幸	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ推進室 主査
岡村	泰治	日本原燃株式会社	安全・品質本部	副本部長（安全推進） 兼 安全推進部長
富田	邦裕	日本原燃株式会社	安全・品質本部	部長
高坂	充	日本原燃株式会社	再処理事業部	再処理工場 運営管理部 技術課 副長
成田	健味	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	環境安全部	担当課長
桜井	博成	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	保安管理部	保安管理課長
吉廻	智江	東京大学	原子力専攻	原子炉管理部長補佐
杉山	亘	近畿大学	原子力研究所	原子炉主任技術者（代行者）

4. 議 事

- (1) 対応措置の考え方について
- (2) 追加・特別検査の考え方について
- (3) 検査対象設備及び検査項目の整理の考え方と独立性について

- (4) 安全実績指標（P I）案と事業者意見
- (5) 品質基準規則への追加事項に対する事業者意見への回答
- (6) 核燃料施設等における溶接基準の整理
- (7) その他

5. 配付資料

- 資料 1 原子力規制検査における対応措置の考え方について
- 資料 2 原子力規制検査における追加・特別検査の考え方について
- 資料 3 検査対象設備及び検査項目の整理の考え方と独立性
(電気事業連合会資料)
- 資料 4 - 1 原子力規制検査において活用する安全実績指標 (PI)
- 資料 4 - 2 安全実績指標 (P I) 案に対する事業者意見 (電気事業連合会資料)
- 資料 5 品質基準規則への追加事項に対する事業者意見に関する考え方
- 資料 6 核燃料施設等における溶接基準の整理
- 資料 7 放射線安全に係る重要度評価の考え方に対する事業者意見
(電気事業連合会資料)
- 資料 8 - 1 検査ガイド案 (自然災害防護)
- 資料 8 - 2 検査ガイド案 (放射線モニタリング)
- 資料 8 - 2 検査ガイド案 (放射線モニタリング設備)

< 机上参考資料 >

- 参考 1 3 条改正後の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」

6. 議事録

○山田部長 それでは、第16回検査制度の見直しに関するワーキンググループを開始したいと思います。

今回も、前回に引き続いて、新しい検査制度の詳細についての検討を行うということで、事業者の皆さん方、たくさんお集まりをいただきました。今回も御参加をいただきまして、大変ありがとうございます。

今日も幾つかの課題について議論を進めていくのですけれども、ちょっと数がたくさんありますので、効率的に進めていきたいと思います。

それでは、まず、最初の議事ということで、対応措置の考え方ということで、資料を用意しておりますので、説明させていただきます。

○金子課長 原子力規制庁の金子でございます。

それでは、資料1に基づきまして、原子力規制検査の指摘事項等に関する対応措置の考え方、いわゆる法令上のEnforcementをどういうふうにしていくかということでございます。時間も限られていますので、今日はちょっとポイントを中心に御説明をするようにしたいと思います。

まず最初に、米国NRCのROPというか、全体の検査のプロセスの中で、このEnforcementがどういうふうになっているかというところを簡単に御覧いただいて、これまでずっと議論をしてきました指摘事項の評価でありますとか、そういったこととはある意味独立で、並行してEnforcementの検討もしていくと。ただ、実際には、当然、安全上の意義とか重みみたいなものというのは、法令違反のほうにも同じような形で影響を与えるということになりますので、そこは法令についてはすごく軽いけど、ROPで評価するとすごく重いとか、そういう乖離はあまり起きないというのが前提だとは思っています。それにしても、プロセスとしては独立して評価をしていくということでもあります。

2ページ目に、前にも見ていただいた、SDPのほうのフローを中心としたフローチャートがありますけれども、そこから分かれる形で、Enforcementについても評価をしていくということになっています。

それで、実際にEnforcementの部分は3ページ目のほうに評価の手順がありますけれども、日本とはちょっと法令の仕組みとか組織の成り立ちが違うので、NRCの場合には、調査局という、いわゆる捜査機関的な部門を持って、例えば法令違反の故意性とか悪意があるかというようなことを確認したりということがありますが、これは日本で言うと基本的に司法当局がやる話なので、調査の中で、我々がそのことに気づくことはもちろんありますけれども、そういう部分が少し上の半分ぐらいのところに入っております。実際に違反があるということであると、Severity Levelと向こうで呼んでいますけれども、段階がどの程度であるのかというのを、やはり4段階、これはSDPのほうの赤、黄、白、緑にほぼ対応するような形で、Severity LevelのⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ。それから、さらにその下というか、マイナーというようなレベルに分けていくというような形になっております。

したがいまして、5ページ目まで飛んでいただきますと、今申し上げた、深刻度レベルと日本語で訳してありますけれども、SLのⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、それから軽微な違反という、5段階に最終的には分けて、その後の対応措置を考えるということでもあります。ただ、この分け方も、途中で、先ほどのフローにもありますけれども、いわゆる裁量性といいたいましょうか、どの程度の重さにするのかということを経験をいろいろ考える要素が入っていますので、必ずしも、きれいに判断基準そのものでチェックリストしていくとこれになりますというような形では必ずしもないようなプロセスになっておりました。先ほど申し上げた4段階がSDPに大体相当するというのが、一番下の赤い字のところを書かせていただいております。

そういう意味で、6ページ目に、ちょっと頭の整理ということで、指摘事項みたいなもの、何か気づき事項があると、どういうことになるでしょうかというのをベン図でちょっと示させていただきました。安全上のパフォーマンスの欠陥というようなものの気づきの部分と、形式的な違反みたいなものもありますので、安全上の影響がないものというのは、例えば一番右側にはみ出た、「違反」と書いたようなところの領域になりますけど、多くのものは、安全上の影響があれば、何らかの違反を伴っているだろうということで、真ん中の領域の両方を考えなければいけないようなケースが多いだろうと。一方で、違反がなくても、自主的に講じておられる措置についてのパフォーマンスの欠陥みたいなものもあるだろうということで、左側にはみ出た領域もあります。こういう頭の整理の中で、対応措置というのを、この「違反」という領域に対しては考えていく必要があるということでございます。

今申し上げたようなSDPと、それから対応措置、Enforcementのところの対応関係を念のため整理したものが7ページ目でございます。

実際、どういう段階に分かれていくかということが8ページ目から書いてございます。Severity LevelⅣ、あるいはSDPで緑になった、指摘事項に関連する違反と言ったらいでしょうかね、そういったものについては、Non-Cited Violations、NCVと訳しておりますけれども、直接、規制機関からの何か措置というものは講じられないと。ただ、事業者による自主的な改善措置というものが当然期待をされるということになります。

それから、その次、それ以上のSeverity LevelがⅠ～Ⅲ、あるいはSeverity LevelⅣであっても、例えば意図的な要素が入っているとかなんかというような場合には、Notice of Violations（違反通告）という文書が発出をされて、その文書の中に、どういうものであるかということ、それから何をしなければならないか、場合によっては命令のようなものがかかるでしょうし、あるいは改善措置としてこういうことをやる必要があるというような指摘になる場合もあるかと思っておりますけれども、そういったものを書くということになってございます。日本も、そういう意味では、このアメリカの仕組みに少し倣って、段階分けであるとか、どういう措置を講じるかということを考えていければと思っております。

9ページ目に、米国の場合は、特徴的な、これは日本では制度が措置されておられません

けれども、民事制裁金という、Civil Penaltyというふうに呼んでいますけれども、罰金のような措置が行政措置の命令として下されるということがありますので、念のため整理をしておりますが、ここは日本には取り入れることのできない部分でございます。法令上、仕組んでございませぬのでということです。それから、命令とか、その他の処置としての報告聴取、行政処置みたいなものは、日本と大体同じような構造になっているということです。

私ども、日本のほうでどういうふうにしていこうかというのを、基本的に今のプロセスといましようか、考え方をなぞってやっていくということです。11ページに簡単なフローとして整理をしております。検査の気付き事項のようなものがありますと、まずは意図的である場合とか、極めて悪質な法令違反である場合とか、いわゆる司法による対処が必要なケース、もちろん考えたくないですけども、そういうものに該当するという判断を我々がすれば、これは司法当局に告発をするというルートになっていく、その後は司法にお任せするしかないだろうということです。いわゆる、例えば炉規法上の罰則を適用しなければいけないようなケースというのが、ここに一つの判断として出てくると。それ以外につきましては、違反の深刻度、当然、それ以外というか、そのプロセスとは別に、違反の深刻度を、行政的に後はやるべきことを考えるということで、先ほどのSeverity Levelと同様の深刻度の評価を行うと。これはSDPと別ではあります。先ほど申し上げたように、同じような構造になっていくというのが大体のケースでございます。その中身に依じて、実際にどういう行政処分をすべきかというものの判断が入ってまいります。ここに少し重みづけという意味での裁量みたいなものが機関の判断として加えられるというような形で、全体としては先ほどの構造と同じ、違反がない、またはマイナーであるという形で整理をされるもの、それから、Non-Cited Violationsに相当するような非常に軽微なもの、それから、違反通告を出して、幾つか何か措置を講じていただかなきゃいけない、あるいは行政的な命令を課すもの、こういったものに分けていくということです。

ちなみに、12ページには、原子炉等規制法の中で規定をされております行政処分として、許可の取消しとか、運転の停止命令に至るようなケースの法令上の区分分け、それから保安設置命令、それから保安規定の変更命令といったようなものも、行政措置としては規定をされておりますので、こういうものが、法令上の措置としては、法令上というか、法律に基づく直接の命令としては用意をされているということを整理しております。

それ以外にも、当然、改善指導でありますとか、報告の聴取、あるいは改善している状況の確認みたいなものを我々がしていくというような活動がありますので、13ページ目には、今の命令みたいなもの以外に、行政指導的なものを含めて、どういう重さのものにどういうものが大体対応するか、基本的な考え方として御覧をいただければいいと思いますけれども、表の形で整理をさせていただきました。ですから、Severity Levelの高いもので、実際の安全上の影響があるというものについては、程度に応じて法令上の命令をかけ

させていただく等、行政指導としての改善指導といったようなものがあると。当然、これは先ほどの違反通告の文書を出して、明確にそれを求めていくという形になろうかと思っております。安全上の影響のないものにつきましては、基本的には、命令という措置にまでは行くことはないだろうと考えております。よっぽどそれこそ悪意とか何とかというようなもので加重をするような要素がない限りは、基本的に、改善措置を行政指導の範囲でお願いをするというようなことになろうかなというふうに考えてございます。それから、Severity Level IVという、一番レベルがつかますけれども軽いものについても、同様に行政指導の範囲になるか、さらに軽いNon-Cited Violationsとしての取り扱いと同じような形になるかということで、マイナーのものには特段行政上の措置はないというような形で整理をさせていただきました。

対応措置についての基本的なプロセス、それから整理の仕方、考え方については以上でございます。

○山田部長 アメリカの仕組みを参考にしたということで、新しい検査制度の中で、こういう形で、いわゆるEnforcementを運用していったらどうかということでの御説明でしたけれども、中身についての確認とか、それから御意見がございましたら、お願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 ありがとうございます。

かなり似た制度になるということで、もともとアメリカはEnforcement Policyというのがあって、なるべく安全上の大事さと行政措置の重さというものを比例させようというのがベースにあって、こういう仕組みになっているのだと思っています。同じような仕組みで、多分、運用するときが一番大事なものは、実際の安全上の重要度と行政措置の程度というのですかね、これから実際の運用で決めていくのでしょうか、そういうものが、なるべくだんだん相関が高くなるようなふうに改善していくということを期待しております。

○横尾電気事業連合会原子力部部長 電事連、横尾でございます。

基本的な認識は、今、爾見さんのほうからお話しされた内容ですけども、13ページのところの一番下のマイナー事象の扱いが赤字で書かれていますけど、この中で、現地の検査官が改善の指導というワードが一つあるのですが、我々の認識としましては、マイナーのものについては、基本的に事業者にその対応措置は委ねられて、事業者がやっているさまをしっかりと確認いただくと。そういう認識でおるのですが、ここで書かれている改善の指導というところが具体的には何をやられるのか、ちょっと気になるので御説明いただけますか。

○金子課長 ありがとうございます。

指導と書きましたけれども、口を出してあれこれを、何かこうしろというよりも、まずはマイナーな指摘ですということを指摘しますと。現場で当然そのことを認識していただいて、例えば今後、事業者の皆さん、是正措置プログラムを充実していただくとお思いますけれども、そういう中で、きちんと回していただければいいですねというようなこ

とを多分申し上げるのだと思います。現地の検査官は。そこまでが、多分、この改善の指導のイメージで、その後、いわゆる基本検査の中で、CAPのプログラムの運用状況みたいなものを確認させていただく中で、その事項についても改善がなされているのかどうかというのを確認していくというのが、是正の確認という活動になるというふうに想定しています。

○横尾電気事業連合会原子力部部長 認識としては一緒です。どうもありがとうございました。

○山田部長 ほかはいかがでしょうか。

恐らくこの考え方は発電所だけではなくて、ほかのサイクル施設に関しても同じようになるかと考えていますけれども、サイクル関係、研究炉関係の皆さん方も、何かコメントがあればお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○成田グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン担当課長 グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの成田です。

米国のEnforcement Policyを見ますと、各施設ごとにSeverity LevelのⅠですとかⅡですとか、事例が出ているのですけれども、将来的には、そういったところも準備する予定なのででしょうか。

○金子課長 今日はすごく大ざっぱな資料で御説明をいたしましたけれども、当然、これはプログラムとして我々も文書化をしていかなければいけませんので、米国のEnforcement Policyと同じような文書、同じようなというのは、どう書くかというのは別にして、同じ位置づけの文書をつくって、そういう中に、どういうものがこのレベルに該当するものなのかというと、できるだけ明確化をするようにはしたいと思っております。

○成田グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン担当課長 承知しました。ありがとうございます。

○山田部長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、基本的な考え方はこういう形にして、今、金子から申し上げましたとおり、この運用については、改めてドキュメント、それからガイドを整理していかなければいけないと思いますので、この方向で検討をさせていただいて、また、できたドキュメントについては、こういう場を通じて御意見をいただくという形で進めさせていただければというふうに思います。

それでは、次の話題ということで、追加・特別検査の考え方についてということで、資料2について御説明をさせていただきます。

○金子課長 それでは、引き続き、資料2で、追加検査と、それから特別検査と米国のNRCで呼んでいるものについて、日本のほうではどういうふうに対応しようかということの考え方について御説明します。

これも先に申し上げておきますと、米国の仕組みと基本的には同じ、もともと全体の構造は同じようなループで構成をしていますので、そのようにするという方向でありますけ

れども、そういうのを念頭に置きながらお聞きいただければと思います。

1ページ目は、先ほど見ていただいたものの繰り返しですので、今度は検査のほうのパフォーマンスの結果があった際の対応というところで、この追加検査や特別検査は考えていくということでございます。

2ページ目に、これまでも議論を何度かさせていただいたアクションマトリックス、規制マトリックスの米国版がもう一度書いてございます。従来、論点を出して、例えばいい取組があるときの評価をどうしましょうかとか、いろいろな論点で議論をさせていただいてきましたけれども、事業者の皆さんの御意見というか、感覚を聞いても、あまり変えないうで最初はやったほうがいいだろうというようなお声も強いですし、基本、スタートをするところで、あまり新しいものを入れてチャレンジングにするよりも、そういう考え方をとって始めるというのもよからうということで、規制機関としても、同じ形のアクションマトリックスを基本的には使う方向で考えたいと思って、もう一回、これを出させていただきました。ですから、今回、これはアメリカのものではありませんけれども、日本でも同様の、この5カラムのですね、それからSDPで出た評価の指摘事項が幾つあるとどのカラムに該当するのかということも含めて、同様に評価をするというような形にする方向で考えたいということでございます。そうすると、そのカラムごとに追加検査が当然用意をされているので、それと同様の形になっていくということで、基本的には、ROPの結果を総合的に評価したときに加重をされる追加検査と同じような形に対応関係をつくることができるだろうというふうに考えてございます。まず、ここがポイントの1点目でございます。

その上で、それぞれの追加検査、大体、どんなことをやっているかというのを、念のため整理をさせていただいております。3ページ目には、第2カラムと言ったらいいですかね、IP95001というので規定をされております追加検査、右肩ぐらいのところに、ピンク色の四角で、大体年間で40時間ぐらい、これ、追加検査になりますよと。それから、イメージで言うと、当該指摘のある専門分野に精通をしている検査官が、1~2名がサイトに出かけて行って、状況を確認するというような検査になりますというふうに書いてございます。気付き事項は、検査から見て、SDPの評価を得て、規制マトリックスによる評価は年に一度ということが基本ですので、実際には、検査での気付き事項があつて、指摘をしたところから、事業者の改善活動は基本的には始まるということだと思っております。事業者の側でも、例えば原因の評価であるとか、是正措置、何を講じたらいいのかというのを当然検討していただいた上で、それを実施していただき、その状況を規制機関としては確認をするということですので、少し時間のタイムラグがありまして、事業者の評価の完了、それから計画をつくっていただくのに、30日~60日というような時間の猶予を置いた上で検査に入っていきますというようなことが書いてあります。検査の視点は、実際に何が起きているのかということの問題の特定、それから、その原因となった要素は何なのかというようなこと、さらに、それを踏まえた是正措置をどういうふうに講じていくかというような形ですので、基本的には、日本でも今やっているような是正措置の活動について検討を

していくというのが基本になります。

3カラムに行きますと、ちょっと追加検査が重くなります。4ページ目でございますが、検査手順書の番号が変わりまして、先ほどと同じ構造で書いてありますけれども、大体200時間ぐらいの検査量として追加をされると。検査をする者につきましても、大体、イメージとしては、5～6名のチームをつくって、派遣をさせていただいて、実施をするというような形になろうかと思えます。先ほどの追加検査の視点に加えて、組織的な要因ということで、安全文化について影響したことがなかったかどうかというようなこと。それから、問題の状態の程度とか、原因の範囲の独立的評価と書いてありますけれども、実際、それがきちんと全体として改善をできるような仕組みをその後とられているかというようなことを、検査をしていくというような形になってございます。

それから、あまり起きたくないやつですけども、3段階目にまいりますと、年間で約2,000時間ぐらいの追加の検査という形になってまいります。これは、米国の場合は、地方局や本部から認定を受けた検査官という、このIP95003を実施することのできる人ということで、かなり多くの方がアサインをして実施するというので、そもそも、この追加検査が必要というのは、あるコーナーストーンのほとんどがもうだめということになっているので、その部分についてちゃんとできるような能力と、それからプロセスをきちんととり直しているかということを確認していくという形になろうかと思えますので、かなり全体的に包括的に、事業者の、被規制者の活動を見ていくというような形になろうかと思っております。これと似たような形で、日本の追加検査についても仕組みでいくということが必要なところ、まず、追加検査のところでございます。

それから、ページ、進んでいただきまして、6ページというスライドですけども、今回は特別検査のほうの概要を整理してございます。特別検査は、基本的に、ある事象、あるいはトラブル、事故といったようなものが発生したときに、その内容と原因を評価するというので実施をされるものでありますけれども、これも、そういう事故あるいはトラブルみたいなものが発生をしますと、軽微なものはすぐ収束といいましょうか、事業者の是正措置が当然講じられて、収束もし、単純なものについては特別検査をしなきゃいけないというようなことはないと思えますけれども、事象が複雑でリスクが高いものというふうに、赤い字で左上に書いてありますが、そういうものについては、どの程度の検査をしなければいけないかということの評価した上で、米国の場合は、その重みに応じて特別検査あるいは拡大検査、それから、インシデント調査と書いてありますけど、SIとかAIT、IITというような仕組みを使って検査をしていくというような形になっております。これは赤い四角の中を見ていただくと、拡大検査のところは、例えば地方局の検査官に加えて本部の検査官、駐在の検査官と地方局の検査とヘッドクォーターの検査がいるという、3段階構造があるので、こういう構造がまた仕組みされているというようなところもありますけれども、我々、原子力規制庁は、基本的には駐在の検査官と、あと、本庁の我々という、そういう構造でしかありませんので、ちょっとこれと同じようにはうまくいかないかなと

いうところが組織的にはございます。

どういうふうにやっていこうかというのを、少し模式的に書かせていただいたのが7ページ目の表でございます。特別検査とか事故調査というふうに、あえて似たような言葉も使って書いてありますけれども、米国で言うところの今の特別検査、拡大検査に相当する部分というのは、基本的に、もう、一つの特別検査の中で、問題の程度に応じて、チームの編成であるとか、そういうのを柔軟に構成してやっていこうというふうに考えております。それから、米国でIITを組織してやるような検査のうちの、実際に安全上の影響が顕在化しなかったもの、要するに本当の意味で事故にならなかったものというようなものも、同様の枠の検査の中で対応ができるのではないかというふうに思っております。そこを日本では一応特別検査という大きなくくりにしてやっていくと。一方で、事故になってしまったものというのは、事故の調査そのものになりますので、私ども原子力規制委員会は、事故の調査の権限というのは、もともと法律上も規定をされていますので、そういったものに基づく事故の調査、あるいは、もちろんそれに必要な検査を実施するというようなことも法律上規定していただいておりますので、それに対応する検査、事故調査として実施をするというような形に整理をしたいと思っております。したがって、この特別検査という範囲で済むものについては、一つの大きなくくりとしての特別検査で、状況に応じてチームの編成であるとかというものを考えながら、実際の中身をやっていこうと。それから、トラブルにとどまらず、本当の事故というようなものとして取り扱わなければいけないものにつきましては、法令上の位置づけも変えて、炉規制法というよりは、原子力規制委員会設置法に基づく事故調査として、その検査なりをしていくという形に整理をしたいというふうに考えております。

追加検査と特別検査について、御説明をさせていただきました。

○山田部長 こちらもアメリカの仕組みをまねてということですがけれども、アメリカと組織のつくり方が違って、我々のほうは地方局がありませんので、現地の検査官と、それから本庁の検査官という体制になりますので、少し検査の体制についてはアメリカとは違った形にならざるを得ないということでの、こういった整理でいかがかというふうに考えているわけですがけれども、この点についても、確認をしたいこと、それから御意見があればお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 関西電力の爾見です。一つ質問です。

アメリカのSIとかAIT、IITの区分、どれにするかということは、何か指摘事項とか指摘があって、それでCDFがどのぐらい今トータルで上がった、デルタ（ Δ CDF）じゃなくて、CDFが今幾らになっているかというので判断するというのなのですけど、これ、同じ考え方をまず採用される方向でしょうか。

○金子課長 どこまでちゃんと計算ができるかという、前提が整っていることを条件にということになると思いますがけれども、6ページ目にも整理をさせていただいているように、ここではEstimated CCDF、Conditional Core Damage Probabilityの略で書いてあります

けれども、そういう計算をするルートと、それではない決定論的判断のルートと、両方が合わさると。もちろん評価が、全てについて、このCCDPができるかどうかという問題もありますけれども、条件を整えば、それをちゃんと使って、基本的には同じ多分判断基準で、米国で言うところのSIとかAITとかIITがマッピングされているような重さの判断をして、やっていくということになるかと思えます。運用当初は、まだそこまできちんと評価ができるような状況にはないかなというふうには想像していますが、将来的には、そういう方向を目指したいというふうに思っております。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 ありがとうございます。

わかりました。ですから、この検査は、かなり安全上のインパクトに応じて計画されると。中身のほうですけど、SIとかAITとかは、すごく格段にどんどん重くなっていく検査ですので、先ほども言いましたけど、安全上の重要度と強制措置の程度というのが、なるべくほかのものと一致するように、ぜひお願いしたいと思えます。時間はかかると思えますし、当初からというのは難しいかもしれませんが、その方向でいくという方針が大事だと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○山田部長 恐らく、こういうチームのグレードを分けた形というのは、当初からは難しいので、運用していく中で、何か起きたときの対応の検査も、小さいチームで簡単にやるところから、大きなチームでしっかりやるというもののグレード分けをしながらチームを編成するというのを、いずれ我々のほうでも仕組みを整備していくという前提で、こういう形にしようということ考えているということ御理解をいただければと思えます。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 ありがとうございます。

現場で、事業者が安全活動をどのぐらいどこに注力すべきかというのと、この強制措置は、すごく影響が大きくて、これが安全重要度に沿ったものになっていると、非常に効率的に現場で改善が進むというふうになると思えますので、その方向がまず示されていればいいと思えます。ぜひ改善をよろしくお願ひいたします。

○山田部長 恐らく今ここで御説明しているのは、こちらが情報を集めに行く仕組みのほうの話で、これを踏まえた上でのEnforcementなり何らかの対応措置というのは、またちょっと別の仕組みになるかと思えますけれども、御指摘のことは、おっしゃるとおりだと思えますので、その方向で進めることになると思えます。

ほかはいかがでしょうか。

これも恐らくサイクル施設、研究炉、同じような仕組みでやることになるかと思えますけれども、もし何か御発言があるようなら、サイクル、研究炉の方々からもいただければと思えますけど、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題ということで、資料3ですけども、これは電事連のほうから用意をしていただいた資料ということで、前回も御説明いただいた独立性の確保について、改めて御説明いただけるということなので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○横尾電気事業連合会原子力部部長 電事連の横尾でございます。

それでは、資料3に基づきまして、説明をさせていただきたいと思います。

検査の独立性確保についての資料につきましては、前回のワーキングでお持ちした資料と基本的に変わっておりませんが、4番目の矢羽ですかね、この中で、信頼性の高い検査を実施するためと、次の基本方針に従って検討しましたというところ、ここまでは変わっておりません。

前回のワーキングで、まずは根本的な考え方を整理しましょうという御提案をいただきましたので、本日は、検査の範囲の設定の仕方、検査における独立性確保、信頼性確保の方法の例について、もう一度しっかり整理をして、資料の①～④という形でお持ちしました。

最後に書かせていただいたのは、前回のワーキングでも少しお話しさせていただきましたけども、事業者一律にこういう確保の方法を規定するのではなくて、各事業者が自社の組織ですとか要員、施設の状況に応じて最適な方針を検討していくという必要があると思っていますので、その一例を示したということにしております。

では、めくっていただきまして、資料①と書かれたものでございます。

この資料の位置づけは、事業者の保安活動のうち、「検査」と位置づける活動の範囲を改めて整理したというところが1点。それらに対する重要度に応じた取り扱いの基本方針をまとめたというところが2点目になります。

まず、1点目の検査の範囲でございますが、「検査」の定義といたしましては、原子力施設の要求事項が満たされていることを、合否判定を持って検証するものというふうに我々は考えております。

「原子力施設」、あと「要求事項」の定義につきましては、記載のとおりでございます。

以上を踏まえまして、「検査」と位置づける保安活動につきましては、ここに記載しましたイ)～へ)に分類できるというふうに我々は整理しました。

このうち、「イ)技術基準適合を担保するために必要な検査」というのは、使用前事業者検査が該当し、「ロ)技術基準適合維持を担保するために必要な検査」、これは定期事業者検査に該当するものと考えております。これらは、対象設備は広範にわたるということで、個別に検査範囲を整理する必要があると思っております、ここはちょっと詳細に資料②、③ということで整理をしてまいりましたので、後ほど簡単に説明します。

検査の範囲で、まず、イ)の使用前事業者検査に該当するものでございますけど、こちらは設工認の記載事項への適合に必須の事項を検査範囲として選定するというところでございます。次のページへ行きまして、ロ)に該当するものとして、定期事業者検査でございます。こちらは技術基準の各条文につきましては、供用期間中に確認する必要がない事項を除きまして、「機能・性能要求」、それから「構造健全性要求」に分類しまして、その要求事項への適合を「定期的に」確認する必要がある事項を検査範囲として選定したというところでございます。

次に、検査の信頼性確保の方法についてでございます。

適正な検査が行われていると公衆から信頼される体制で実施するということが基本だということでございます。

その上で、検査対象範囲、検査対象の原子炉施設、それから検査内容ごとに、原子炉安全、公衆への放射線障害リスクの程度に応じまして、検査体制を構築したいというふうに考えているということでございます。

まず、使用前事業者検査と定期事業者検査についてでございます。

こちらは先ほど申し上げたとおり、要求事項と対象の設備が広範にわたるということがございますので、重要度の高い検査に重点的にリソースを配分する、効果的に安全性・信頼性を高めていきたいということを考えております。

重要度につきましては、検査対象設備、それから検査内容の重要度の観点で整理したいというふうに考えております。

あと、使用前事業者検査のうち、溶接部に関わるものにつきましては、溶接作業の特殊性というところがございますので、こちらは資料④ということで、別紙で少し考え方を整理しております。

次に、検査対象設備の重要度による分類でございます。

まずは、重要度分類指針に従った決定論的な分類で考えていきたいというふうに考えておきまして、将来的に確率論的評価の基盤が整備されるという状況になれば、確率論も組み合わせて考えてまいりたいというふうに考えています。

まず、クラス1、それからクラス2というグレードと、あとクラス3、そこにグレード分けを適用しまして、クラス3の機能につきましては、少し低いグレードとして扱ってまいりたいと。

次に常設重大事故等対処設備、こちらはクラス2相当で考えておきまして、可搬型の重大事故等対処、この設備につきましては、予備をかなり保有していて、十分な冗長性があるということもございますので、1段低いクラス3相当ということで扱ってまいりたいと考えています。

次に、検査の内容に応じた分類を考えました。

原子炉施設をリリースするに当たりまして、機能・性能を確認する最終段の検査というものが、適合有無に与える影響が特に大きいと考えますので、ほかの検査よりも特に高い信頼性を確保すべきと考えております。

一方、事後において検査結果の検証が可能な検査というものは、事後検証されるかもしれない、抑止力が働いて、それが期待できると考えておりますので、こちらについては標準的な信頼性確保策をとってまいりたいというふうに考えております。

縷々説明しましたが、以上を踏まえまして、設備重要度、それから検査内容を総合したグレード設定を表1という形にまとめてまいりました。こちらは設備と重要度と検査の内容に応じて、「特に高い信頼性」から「標準」という方策をとっていくということで整理した表になります。

次に、具体的な信頼性確保策の例ということで説明させていただきます。

まず、「特に高い信頼性」、「高い信頼性」の検査でございますが、こちらは、これから述べますパターン1からパターン3のいずれかで対応したいというふうに考えております。

まず、パターン1というものでございますが、こちらは実施体制の独立型と呼ばせていただきます。

こちらは、検査実施責任者を工事実施箇所——工事実施箇所と申しますのは、設計仕様どおりに工事を実施する責任と権限を付与された箇所ということでございます。——こちらから独立した電力社員から任命して、全ての記録の確認、それから技術基準適合の最終判断を行うということにしております。検査員につきましては、こちらにケース1からケース3と書かせていただきましたけども、まず、ケース1は、検査員は工事実施箇所の長の傘下でない電力社員から任命すると。ケース2につきましては、検査員業務を製造メーカーへ委託して業務を行っていただくと。ケース3につきましては、検査員業務を、こちらも委託になりますけど、メーカー以外の第三者ということで、これも委託で考えたいというふうに考えております。

その上でございますけども、「特に高い信頼性」の検査におきましては、検査員の全数立会ということを考えてまいりたいということで、その下のランクの「高い信頼性」の検査、こちらは検査員の抜取立会としたいというふうに考えております。

次のパターン2、こちらは再検査の可能性型と呼ばせていただきますけども、こちらも検査実施責任者につきましては、工事実施箇所から独立した電力社員から任命というところは変わりません。

検査員につきましては、工事実施箇所の電力社員から任命はしますけども、工事実施箇所から独立した部署による抜取／抜き打ちでの再検査、これを可能とすることで検査の信頼性を確保してまいりたいというものでございます。

この場合、「特に高い信頼性」と「高い信頼性」、このグレードに応じまして、独立した部署による抜取、それから抜き打ち率を設定していきたいというふうに考えております。

次にパターン3、こちらは第三者常時監視型と呼ばせていただきますけども、こちらの検査実施責任者につきましては、工事実施箇所から独立した電力社員から任命と。ここは変わりません。

検査員につきましては、工事実施箇所の電力社員などから任命しますけども、独立性に疑義が生じない、例えば電力の工事実施箇所から独立した部署、あとメーカーさんの品質管理部門の方、あるいは第三者を、検査員ではない監視者として常時立会することで検査の信頼性を確保したいというパターンでございます。

最後に、「標準」の検査でございますが、こちらは検査員を工事実施箇所から任命するものの、検査実施責任者については、工事実施箇所から独立した電力社員から任命して、全ての記録の確認、あと技術基準適合の最終判断を行うということで、信頼性を確保して

まいりたいというふうに考えております。

最後に、今までの説明してまいりましたイ)、ロ)の項目以外のハ)、ニ)、ホ)、へ)についての信頼性確保の考え方を説明させていただきます。

まず、ハ)でございます。こちらは合否判定を伴う運転管理上必要な検査ということで、これはサーベイランス試験などが該当するというふうに考えておりますが、こちらは工事・点検後のリリースを伴う検査ではないということで、我々としては、独立性は不要だという認識でおります。

ニ)核燃料物質等の運搬に係る法令適合確認、あとホ)の放射性廃棄物管理に係る法令適合確認、こちらにつきましては、重要度に応じた扱いというものについて別途検討が必要であろうというふうに考えておりますが、今、整理をしている段階でございますので、整理が済みましたら、また議論をさせていただきたいというふうに考えております。

最後のへ)原子力安全に直接関係しない一般法令に基づく検査でございますが、こちらは原子炉安全、それから公衆への放射線障害のリスクが低いということは明らかと考えておりますので、独立性は不要ということで考えております。

ちょっと続けます。資料②というものが、使用前事業者検査の対象を整理したものでございます。

フローの中で、まず作業の発生というところから入るのですが、ここで作業を伴わずに設工認手続のみ実施する場合ということもあります。その場合は、使用前事業者検査の対象ということで考えております。

その次に、設備に係る作業ということで、ここがYesに行きますと、補修、取替え及び改造というものと点検計画に基づく作業と分かれていますが、このうちの補修、取替え及び改造というものに関しましては、使用前事業者検査対象の選定方針、これはまたこの後説明しますが、これに従って、必要なら使用前事業者検査を実施するというので、ここが使用前事業者検査に該当ということでございます。

ちょっと補足しますと、作業が発生して、設備に係る作業がNoに行くもの、これは保安規定のうちの施設管理以外で管理ということで、保安活動に必要な機能をしっかり担保していくということ。一番下の点検結果に基づく作業というのは、こちらは定期事業者検査対象ということに該当するかしらないかということなので、こちらはまた別の資料で選定の考え方を説明したいと思います。

次が、要目表に記載される設備に関するものということで、工事が発生してからの、このフローに基づいて使用前事業者検査に該当するものがどれかというところを整理したものでございまして、次の(2)というのが、基本設計方針に記載される設備に関するもの。こちらは工事が発生してから、このフローに基づいて、どれが使用前事業者検査の対象かということ、我々の考えを整理してまいったものでございます。

次、資料③でございます。

こちらが定期事業者検査対象の整理方針ということで考えてきたものでございますけど、

右下にフローがございしますが、まず、技術基準条項の整理をしまして、この中で、系統レベル、機器レベルで、確認内容を明確化しなければならない内容を徐々に整理をしていったということでございます。

まず技術基準の要求、これは条文ごとに整理すると、まず機能・性能要求というものがあって、その機能の性能要求の中には、系統機能と機器機能に分かれるということがございます。このうち、ちょっと左のほうに飛ばしていますけども、機能確認の補完的に分解・開放検査を実施していると。追加で実施しているものがございしますので、これらにつきましては、分解・開放検査について、こちらは定事検以外の保全活動で確認をしていくということにしたいと考えています。それから、上段の一番右端ですね、その他というのがございしますが、こちらはちょっと戻っていただいて、左側の整理の考え方の(1)のところでございますが、日常的な点検で機能が確認される事項、それから他法令に基づき点検される事項、あと設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項、あと運転管理・放射線管理等の保守管理以外の保安活動によって確認される事項、これがその他という整理で、こちらは定事検の対象外ということと考えているという説明でございます。

もう一つ、最後に資料④ということで、使用前事業者検査の溶接部の関係でございます。こちら、管理プロセスは、先ほど資料①で説明したパターン1～3ということで変わりはありません。

3の中の実施プロセスということで、事後において検査結果の検証が可能な検査ということで、材料検査、溶接作業検査、熱処理検査と、これらについては、記録を用いた検査としてやってまいりたいということを書かせていただいております。

裏面、次のページに溶接の判定フローというのがありますが、基本的には、今までやってきました溶接事業者検査の範囲全てを検査対象の範囲として考えているということでございます。

事業者の説明は以上になります。

○山田部長 どうもありがとうございました。

1ページ目に書いていただいているとおりに、実際にどういうふうにするのかという具体的なところは、各社さんで検討される中での考え方の一例ということで御説明をいただいたというふうに理解をしていますけども、この考え方について、今、御説明いただいた中で、気になるところがあれば、こちらのほうから指摘をさせていただいて、考え方を合わせるということでの整理をさせていただければというふうに思います。

それでは、何かコメントがあればお願いします。

○古作課長補佐 規制庁の古作です。

いろいろとあるのですが、まず、大枠のところをお聞きした上で、また幾つか御質問をしたいと思います。

まず、大枠というところでは、3ページのところに、真ん中ほどに、検査とは何かとい

ったところで、例としてイ)、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、へ)と挙げていただいています、主に施設検査系の話といったところでのイメージを持っていたところではあるのですが、運転管理であるハ)のサーベイランスというのが入っているということで、これが合否判定というのかどうかといったところで、前広に入れていただいたのだろうというふうには思っておるのですが、その点では、7ページですかね、通しの7ページのところで、リリースを伴う検査ではないというようなことで、独立性の範囲とは分けていいのではないかという話をされているということで、私個人のイメージとしては、まさにリリースをすかどうかといったようなところが検査という意識でいましたので、内容としては、あまり齟齬はないのですが、今後、言葉の定義なりをしていくといった中で、議論をしていく必要があるのかなというふうに思っています。

その点では、同じ7ページのところのへ)のところで、「リスクが低いことが明らかであり、独立性不要」となっているのですが、この「直接関係しない」といったところのどの程度のものなのかによって、関連し得る、あるいは波及影響があるというようなことがあった場合にどう考えるのかといったようなことは、少し気になりますので、ここら辺は具体論で話を詰めていけたらいいのではないかなというふうに思いますので、御検討いただきたいと思うのですが、まず、その点、お返事なり考えがありましたらお聞かせください。

○横尾電気事業連合会原子力部部長 どうもありがとうございます。電事連の横尾でございます。

ハ)のサーベイランスのところについては、今お話しいただいた内容で大体認識は合っているかなというところでございますので、へ)のところですかね、原子力安全に直接関係しない一般法令と。ちょっと、漠と原子力安全に直接関係しないと書いちゃったのですが、具体的に、波及的影響を与えるようなものがどういうものがあるのかというところが、今のところ、ちょっと浮かばないのですが、今後、お互いにしっかり確認していく中で、必要なものがあれば、これについては議論をさせていただくと。そういうことだと思っています。

○高木電気事業連合会原子力部副長 電事連の高木です。

先ほどの横尾も申しましたへ)の一般法令のところですけども、ここで御説明している整理としては、古作様御指摘いただいたような原子力安全に関係するところというのは、波及的影響も含めて、本当に必要なところというのは、使用前側であるとか、原子力安全に関係する検査で見えていますので、そこから、ちょっと用語の定義自体がループ状になっているところがありますけれども、直接関係しないものだけが、このへ)に入るということで御理解をいただいたらと思います。具体的な例示とかは、面談等でさせていただいたらと思いますが、そういう前提でこの資料はつくっているということでございます。

○古作課長補佐 規制庁、古作です。

その点は、恐らくは明示的にどういうプロセスなり判断基準なりで、関係あるという

ころは、こっちに、ちゃんと検査に入りますとかといったところの、漏れのないようなシステムといったものを構築していただいたら、理解がしやすいのではないかなと思いますので、その点、また試運用の段階でも結構ですので提示いただいて、イメージ合わせができればというふうに思います。

それで、続いてで申し訳ないのですが、もう1点、大枠でお聞きしたいのが、4ページのところに、信頼性確保の検討というようなところがあって、いろいろと言葉があって、よくわからなかったのですが、2.の矢羽二つ目のところに、「検査の独立の程度の確保」や「独立部署による監視」を定める等というようなことでやって、監視を定めると言っているのと検査というのが、どういう関係なのかというのが若干わからなくて、その関係で言うと、6ページのところにパターン3というのがありまして、これが監視型と呼ばれていて、さらに二つ目、その中の二つ目のポツに、検査員ではない監視者として独立立会というようなことがあって、それで独立性と言っているという、ここの辺りが何を言われているのがちょっとよくわからなかったというところです。

具体的な検査の内容で言うと、パターン2もそうなのですが、こういうことをやっているのがこれまでの我々の国での検査であったと思っていて、特に工認を踏まえた使用前検査ですと、品質管理についても検査として見させていただいて、それは工認の審査基準になっているからということなのですが、それを踏まえて、事業者の活動というのを見させていただいた中で、事業者の記録というのを検査の根拠にしているといったようなことがありますので、我々が検査と呼んでいることとの関係ということも含めて、こちら辺をあえて特に「検査員ではない監視者」と言われている理由など、この辺りの整理の状況をお聞かせいただければというふうに思います。

○高木電気事業連合会原子力部副長 電事連、高木です。

今、6ページのところで、パターン2であるとか、パターン3ということでお示ししている内容ですけれども、もともと、今回の検討の目的として、我々の事業者検査の信頼性をどういうふうにして高めていくか、どういうふうにして担保していくかという目的に照らしたときに、体制一式を独立するというやり方もあれば、ここに示したような、再検査の抑止力に期待するであるとか、第三者が常時監視するというような形であっても、目的を達成することは可能であるという意味で、こういったようなパターンを示しているところでございます。

検査という言葉との関係でいくと、パターン2は、検査を再度実施する可能性による抑止であるとか、パターン3は、検査員ではないけれども、検査の体制の中で常時監視をする人を設けるというような形で、検査という大きな枠の中で、こういったパターンを設けるというふうに考えています。

○古作課長補佐 規制庁の古作です。

やろうと思われていることは理解はできるのですが、やはり検査としての体制といったときに、検査員ではないと言われてしまうと、それは担保をする根拠になり得ないので、

その点が疑問だと言っています。ちょっとまだ御理解いただけていないようなので、こちらとしての意見とかというのでも提示しながら議論を進めたいと思いますので、少し整理をしたいと思います。

その大もととしにしても、検査とは何かという、検査の作業ですね、具体的な作業として、今回、資料でも、判定をするといったところにポイントを置かれていて、大枠での検査というのは、まさにそうだろうと思うのですが、一方で、判定をするためには、測定をしたり、観察をしたりといった、諸々の活動が必要になってくるということなのだと思います。その作業自体を検査と呼ぶのかどうか、検査の行為として、そこまで独立性を求めるとかといったところが、考え方の相違に出てくるポイントなのだろうというふうに思っています。

今回、事業者の資料は、そこはもう完全に検査ではないと、それは検査ではない枠のものでやったものであって、その記録を見るのが検査だという意識のもとに書かれているように思います。

一方で、我々は、それだけでは十分ではないので、抜取りなり何なりで、我々も直接測定をしてきたといったようなことが検査になっているということなので、状況で言うと、恐らくパターン2で言われているようなところの抜取りなり何なりといったところの活動というのが、僕らの現状での検査に近いのかなというふうに思いますけども、そういう全体を捉えて、測定なり計測といったようなところの活動をどう捉えるのかといったようなことをもう少し整理をして、議論をしていったらいいのではないかというふうに思いますけど、少し高木さんが疑問な顔をされているので、もし今の私の今後の対応状況として疑問な点があったら、お聞きいただければと思います。

○高木電気事業連合会原子力部副長 電事連、高木です。

疑問といいますか、意見の一致点と不一致点の確認ということになるのかもしれませんが、我々が考えているところは、検査、今、古作さんがおっしゃったような測定云々を検査というふうに呼んで独立性を担保するかどうかというのは、あまり重要な問題ではなくて、その測定するところも含めて、どうやって信頼性の高い事業者の活動にするかということが重要なのだと思っています。測定のところも含めてですね。そういった中で、どういうやり方があるだろうかと考えて、このいろいろなやり方を例示として出しているというところでありまして、そこを検査員と呼ぶ人がやっても、呼ばない人がやっても、信頼性を確保した測定をやっていくのだという点では同じだという認識で、こういう整理をしているところでございます。そこにお互いの意見の違いがあるのかなとは思っています。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 関西電力、爾見です。

私、この三つのパターンで、さっき古作さんはパターン3も独立性をこういう形で持たせているとおっしゃっているのですが、これは独立性ではないのです。これは独立性ではなくて、不正の防止みたいなもので、防止機能みたいなもので信頼性を高めるということです。

その考え方なのですけど、二つ、検査の独立性を担保する根拠というか、考え方は二つあって、一つは形式上、今まで国の検査で独立して見ていました、それを同じやり方で踏襲しますと。そんな議論はあるとは思いますが。ただ、我々が今これを考えているのは、安全上、どこまで不正が防止できれば十分な安全性が確保できるかという考え方です。そのターゲットというのは、個別の機器というのは、MS-1の機器でもMS-3の機器でも、多重性とかで手は打っていますけど、大体、どんなにメンテナンスしてもデマンド故障で 10^{-3} ぐらいの故障が発生するのです。不正が問題になるのはどういうときかというと、我々、手入れをして、事前に物を組み上げて、動くことを確認して、それから検査をします。そのときに動かない可能性というのは、大体回数を数えてみると、そんな1%もないぐらいです。実際動かない、弁が所定の圧で噴かない、やり直す。その後に、それを見たときに、不合格とするか、そういうものが組み上がって、ちゃんと動く状態になってから検査をするのですけど、その後、もし動かなかったときに不正をして、それが見逃されて危なくなるというのが、やっぱりさっきの機器の信頼性、 10^{-3} ぐらいよりも十分小さければ、それ以上一生懸命そこを独立性を高めても、安全には寄与しないと思っています。その程度というのが、この程度だ、十分だと思っています、第三者型というのは、検査員が当事者ですけども、そのすぐ横には、どうしても1人でできなくて、複数の人が横にいます。例えば安全保護系の検査なんかは、横でメーカーの人が見えています。信号でランプがついたかどうか、オーケーと書くときに横で見えています。そういうものというのは、それをごまかして不正する可能性というのは非常に低いと思っています、そういうタイプは、こんなやり方、たくさんの方が横で見ているので、当事者がやってもごまかしようがなく、実際もそういうものは問題ないと思っています、それよりもよくわかっている人が検査したほうが良いと思っていますので、そういうものがあります。そういう観点でつくっています。

○古作課長補佐 規制庁の古作です。

爾見さんが明確に言っていただいたので、論点をはっきりしたと思うのですけど、パターン3を検査としてやっていただきたいのです。検査の独立性を持ってやっていただきたいのです。それが検査ではない監視者と言わずに、検査員として常時立会なり何なりでしっかりと監視をしてくださいと。あえて同じ言葉で監視をしてくださいと言いましたけど、ということだと思ふのです。これを検査ではありませんと言われると、結局、検査としてしっかりと独立した判断というのができているように言えなくなるので、その点が、何でもここを検査員ではないと言わなければいけないのかといったところの状況をちゃんとお伝えいただくということが重要だと思います。

○山田部長 多分、今のは、監視員の責任範囲が何かというところを両方で議論しないまま話をしているので、すれ違っているのだと思います。監視員にしかるべき責任がもし与えられているとすると、それは検査員と呼ぶか監視員と呼ぶかの違いだけになるので、恐らくそこを合わせてからじゃないと議論にならないのではないかと思いますのですけど、いか

がでしょうか。

○古作課長補佐 すみません。それで結構です。どうしても検査の独立性と言っているので、検査という言葉を逃げているというところがちょっと気になったというところですので、今、部長からお話のあったようなところで整理を進めていければと思います。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 私もそれでいいと思います。検査で合否を見る人と、監視している人は、恐らく不正はしていないということはわかるけど、そこには責任を持つけども、合否に責任は持たないと。何かそういう人で、本当に合否がわかる人は、現場の専門家を使いたいわけですね。そんなことなので、そこをお話しすればいけるかなと思います。

○古作課長補佐 わかりました。結局、検査の要領書なりを定める中で、その体制の中には入ってくるものだと思いますから、その点は整理をして、また話ができればと思います。

もう一点、すみません、規制庁、古作ですけれども、今のところでも少し話のあったところなんですけど、グレーデッドアプローチというか、程度に応じて対応するといったようなところ、それは、まさに核燃料施設事業者も含めて考えていかないと、現場として成り立たない状況なのだろうというふうに思っています。

大きくは、核燃のほうはそんなに精緻にリスクを考えるとということが難しく、大枠での整理をしていけばいいのだろうと思っはいるのですが、一方で、発電所のほうは、PRAというのもあるとあって、いろいろと精査をしていっている、許認可の中でも見ていきながら、それぞれの微妙な違いといったところをうまく調整をしていくというようなこともしていくという方向なのだろうと思うのですが、今回の資料ですと、4ページのところではクラス1、2だとか、そういったところで、決定論的に切り分けをされていて、それ以上の考えが見えない状況になっているのですが、この点については、なぜこのリスク活用をうたっている今回の検討の中で、確定論だけでお話をされているのかというのが、逆にちょっと心配になっているのですが、その点はいかがでしょうか。

○爾見関西電力原子力事業部長 関西電力、爾見です。

今のところ、これを使おうと思っはいます。例えばアメリカでいう10CFR50.69みたいにリスクで保全の重要度を変えると、例えば今だとクラス1は独立性が必要です。最高度の信頼性が要求されていますと。そのカテゴリ、または、保全がここの範囲ですというのがあります。いろんな重要度に応じていろんなことの要求は変わるのですけれども、そこは、今、クラス1、2、3とか、強度の1、2、3なんかを使っはいます。

そこと違うものを使うのは非常に煩雑なのですね、社内で、二つのカテゴリがあるというのは。手入れするときの目的と、検査の重要度は違っはいますみたいなことは、非常にややこしくて、まずここから行こうと思っはいます。これでも、もうかなり整合はあると思っはいます。ちょっとクラス3という範囲をどこにするかとか、クラス1の関連系をどうするかとかの扱いにもよりますけど、大体いけると思っはいて、将来、だんだんPRAを使っはっていくというのは、その方向を思っはいます。今のところ、これから始めたいということ

す。

○古作課長補佐 わかりました。

実は、10年前に導入した保全計画の議論の中でも、既にその点は考慮するように体系ができていて、JEAG-4210ですかね、とかにもそれなりにリスク情報活用が書いてあるのですが、実態論として、保全重要度の仕分けに使われているというのはあまり聞いた覚えがありません。

なので、今回こそはしっかりと考えていただきたいというところがあって、質問をさせていただいたというところで、大枠としてそんなに変える必要はないというのはよくわかるのですが、特にクラス3のところなり、重大事故等対処といったようなところは、相当、軽重が実物としてはありますので、そこら辺は、どんどん熟度を高めていただければなというふうに思います。

○山田部長 ちょっと私のほうから一言コメントさせていただきます。

古作が申し上げているのは、方向性としては、ぜひそういうふうに、それは、多分、気持ちとしては同じだと思います。

ただ、決定論的なものと、それから確率論的なものを組み合わせて重要度を決めていくというのは、アメリカでいえば10CFR50.69だと思えるのですが、それはアメリカでさえまだそんなに進んでいないものを一足飛びに日本でやりましょうというのは、気持ちとしてはよくわかりますけど、今、現実的に、この新しい検査制度を始める段階で、そこまで踏み込むのは大変かなというふうに私自身は思います。

○古作課長補佐 規制庁、古作です。

おっしゃるとおりで、10年間たって手がつけられていないので、今すぐにできるというように私も思っていないけれども、使うということの意識はしっかり持っていただきたいということです。まだ、そこはやる場所じゃありませんと平然と言われている環境が結構ありますので、そこら辺を意識をしていただければ、特に改善をしてはいけない場所なのだと思う人が多いというのが若干心配になっているということです。今後、考えていただければと思います。

もう一点だけ、どちらかという、今のはちょっと中心じゃない話だったのですが、もう一つ気になっているのが、5ページのb.で「検査の内容に応じた分類」といっているところで、「事後検証可能」といっていることがありまして、これが、事後検証って何だろうかというところで気になっております。

具体的には、前の面談のときにもお伝えしているのですが、材料検査でミルシートの確認としているミルシート自体は、それはいつでも見られる記録ですのでいいのですが、ミルシートの適切性といったようなところとかということ踏まえると、どこまで事後検証というのだろうかといったところが疑問になっています。

同じところに、「抑止力が期待できるため、標準的な信頼性確保策」といっているのですが、この確保策もちょっとよくわからなくて、その点を説明を追加いただければと思

います。

○笹川関西電力プラント・保全技術グループマネジャー 関西電力の笹川でございます。

この事後検証可能な検査ということで事例を4点ほど挙げておりますが、もともと前回のワーキングのところでも何点か言葉をしっかり定義しましょうというコメントをいただいております。これについても、事後検証、事業者としてこれでいいのですということを含めましてまとめておりますので、これ以外でも言葉の定義をしっかりとあるところがあると思いますので、それ等をまとめて、また改めて面談で確認をいただきたいと思っております。

○爾見関西電力原子力事業部長 ちょっとだけ、もうちょっと補足すると、基本は、事後検証というのは、さっきのミルシートだったら材料が残っていて、またはサンプルが残っていてちゃんとやろうと持ったら後で100%確認できるということです。

分解検査だったら、分解した状態が残っていて、もう一回見たら同じものが見えるという状態で、その期間が短くでもいいのですが、とにかく記録でオーケーと書いた後に、誰かが後から来てもう一回見るわということが出来る状態を事後検証可能としようと思っております。

詳細にはちょっとまた個別にやらないといけないのですが、いろんなケースがあると思いますが、基本、そういう考えです。

○古作課長補佐 規制庁、古作です。

わかりました。また整理をいただけるということなので、その中でしっかりと認識を合わせられればと思います。

特に、そういった活動も含めて、先ほどの監視型みたいなようなところでどう見ていくんだといったようなこともあわせて、全体として構成されればいかなというふうに思いますので、またよろしく申し上げます。

あと1点だけ、すみません。もう一つ、8ページに、ちょっと細かな話ですけれども、図が書いてありまして、一番上に設備に係る作業か否かというところで、設備に係りません、施設管理以外で管理しますといったようなところの例示のところには「大規模損壊対応資機材」というようなものが書いてあるのですけれども、資機材の関係ですと、今日の資料だと、10ページのところに、「基本設計方針に記載される設備に関するもの」ということにはなっているのですが、實際上、このフローの中では、資機材関係のものがどう扱われ、基本設計の基準適合として、どれだけの意味合いがあるのかといったようなことも踏まえて、どう対応すべきかというのは、今このフローを踏まえて作業を個別にさせていただいているのだと思いますので、その内容を踏まえた中で、どう扱っていくかといったようなこともあわせて検討かなというふうに思っておりますけれども、ここでの最初にお話ししたところの場所との関係で、その認識でよろしいかというところを確認させてください。

○笹川関西電力プラント・保全技術グループマネジャー 関西電力の笹川でございます。

もともと、フロー図、9ページなり10ページは、ワーキングで事業者としてこういうフ

ロー図で事業者検査と保守とわかりたいということをしております。それは、もともとは、今回、再稼働しているプラントをもとに、こういうフローをつくっておりますので、そこから辺は、今、整理をした段階でまた面談等でご説明していきたいと思っております。

○古作課長補佐 確認ですけど、その確認の結果、資機材でも何らかの検査なりが必要だというのは、設備に係る作業という認識をして、この8ページのフローでは下のほうに落ちると。そのスクリーニングの結果、特に検査なりで対応の必要はないよねと思ったものが設備に係る作業じゃないとしてNOにして、ほかの管理の形態の中で整理をしていくというふうにされているという理解でよろしいですか。

○谷口東京電力設備技術グループマネージャー 今の御質問、東京電力の谷口と申します。

10ページ目で書いている基本設計方針に書いてある設備、これが技術基準に適合しているかどうかを確認するものになりますので、ここに出てくるものについては、資機材であってもきちっとこのフローに乗せて検査をするということになるろうかと思えます。

基本設計方針に出てこないものは、当初の許認可の審査の段階で、技術基準への適合性に関係するものではないという御判断をいただいているものだというふうに認識をしていますので、それについては、事業者の保全活動の中でやっていくという、そういう切り分けになるかなというふうに思っています。

○古作課長補佐 わかりました。内容としては齟齬のない形で進めていただいているようですので、あとは文書化をするときに、また誤解のないようにとといったところで配慮していければなというふうに思います。よろしくお願いします。

○小坂企画調査官 規制庁の小坂でございます。

古作のほうから、ポイントは質問させていただいたとおりでございますけれども、検査の独立性の目的というところで、不正防止というふうに先ほど爾見さんがおっしゃっていましたが、そもそも検査をしっかりやってくださいと、それがやはり、その結果として不正がされないような仕組みになっているということだと思います。単に不正防止だけの観点でやれば、いろんな見張り人がいればいいという、そういうような形になるのかもしれないけれども、検査はやはり直接的な行為であって、単に監視しているだけではないのですね。それは、直接的な行為というのは、検査員の人が直接、測定するとか、そういうことではなくて、やっぱり判断をするという、その検査行為があるわけで、それを監視とかということではなくて、直接的な行為としてまず考えていただきたい。

それから、独立というのは、4ページだったかな、ケース2とか3とかありますけれども、外部のほうに出されるときに、やはり計画段階から、発注段階からやはり誰が発注しているかというところからやっぱり独立していないと、工事担当部門が、まあ、電力事業者の場合は管理員という担当者の名前だったら、工事担当者という名前が入って発注されていますけれども、結局、そういう人の、この人が担当ですよという形で発注されると、受け側は、その人のやはり意向に沿ってやるということになりますから、そこはやはりそういった計画の段階からも独立ということをしかりと考えていただきたいというふうに考え

ております。

それから、あと、先ほど4ページのところで、今回、原則的なことを示しますということのお話だったのですけれども、そうすると、事業者それぞれが自分たちはこういうふうにするのだというものを別途定められるということになるのかなというふうに考えるのですけれども、その場合は、保安規定の中にやり方を記載されるということなのではないでしょうか。ここ、ちょっと質問です。

○爾見関西電力原子力事業部長 今、3点、検査の判定は直接行為だという話と、独立は計画段階からという話と、それから、各社別々に保安規定に書くのかという、三つあったと思うのですが、1点目に関してはお答えしますと、検査の判定は直接行為だと思っています。もともとそう思って、さっき私が独立していないと、パターン3ですかね、4ページの。言ったのは、検査の、だからそこは検査だ、直接行為だと思っています。検査員がやります。検査員は、ただ、当事者なのです、当事者というか、まあ当事者なのです。関係する人、メンテナンスした人じゃないかもしれませんが、関係する人なのです。ただ、その人がきちりできるという程度には横で見えています。だから、やるのは検査員のほうで、この人は技能の高い人です、一番。一番技能の高い人にやって、先ほど不正という話と、実際にきちりと検査するというのが二つ大事だとおっしゃった、きちりと検査するほうについては100%大丈夫だという人を選ぶと。その人が不正をしないようにするということは、少し手を打っておこうとって横に監視員がいると。監視員じゃないのですが、実際は複数の人でチームでやるので、チームでみんな結果を見ながらやるのでしようけれども、そういうやり方をするというのが一つ目の答えです。

○笹川関西電力プラント・保全技術グループマネジャー 続きまして、関西電力の笹川ですが、計画の段階から独立性というふうなことを言われているのですが、前回のワーキングでちょっと個別のフロー図で御説明させていただきました。

それは、計画の段階でやる会社もあれば、計画した後、実施責任者が決まる場合もございます。それは、検査実施責任者が検査に対して再度見て、それを直すという権限を保安規定等に書きますので、それは会社によって、初めから検査の段階で独立性を、計画の段階から独立する会社もありますし、検査ごとに後で検査実施責任者が決まった場合は、それを、その人が検査計画書をやり直せるという権限を持たせるということでございます。そういうものをちゃんと保安規定に基づいて、どう書くかというのは今後の検討になりますが、保安規定、それで各社の一次文書、二次文書という形で決めていくものだと思います。

○横尾電気事業連合会原子力部部長 電事連、横尾でございます。

ちょっと補足しますが、保安規定に記載するかどうかということにつきましては、基本的に前から議論がありますが、保安規定には規制の要求、Whatの部分を書くと思っています。検査の独立の要求があって、それに基づいてしっかり管理していくというところを書くのかなと思っています。

それを受けて、各社がどういう方法でそれを確立していくのかというところは、二次マニュアル以降の社内マニュアルでしっかり規定をして示していくと、そういう形になるのかなというふうに考えております。

○小坂企画調査官 今の御意見はわかりましたが、そういうふうになると、私どもの検査としては、それぞれの事業者検査、それぞれの検査対象に対して一個ずつ個別に全部確認をしないと独立性が確保できているかどうかわからないという状態になりますということではよろしいのでしょうか。

○笹川関西電力プラント・保全技術グループマネジャー 関西電力の笹川でございますが、一個一個の後で実施責任者がその検査依頼書を見て検査のやり方を直せるという権限を持たせますので、そういう会社であれば、そういう形になると思っております。

○古作課長補佐 規制庁、古作です。

検査の独立性については、保安規定上の扱いでいうと、まず、QMSの規定の中での扱いというところがあるのと、もう一方で、まさに、今日、議論しているように、施設としての扱い、施設管理のところでどういう検査をやっていきますといったようなことを書くといったところと二面ありますので、特に後者のほうの話でいうと、ある程度、責任主体として誰がといったところも書いていかないと、保安規定の記載レベルに合っていないかと思えます。

なので、今後、実際の作業なりの内容をお示ししていただいた上で、保安規定の記載事項をどうしていきますという話もすることにしていきますので、その中でまた具体的にどの程度書いていけばいいのかといったところを議論していればいいのかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○横尾電気事業連合会原子力部部長 電事連の横尾でございます。

今、古作さんがおっしゃられたとおりで、今後、具体的な記載の内容についてはお互い書き物にして確認をして、どうすべきかということで進めればというふうに思います。

○小坂企画調査官 保安規定だけで表せないということですので、では、保安規定の記載ぶりがこれでいいのかということを見ようとすると、二次文書、三次文書まで見ないと、我々が判断できないということですので、今後の議論においては、そういったところまで見せていただいて、これでいいのかということ判断していくことになると思いますので、御準備のほうをよろしくお願いします。

○爾見関西電力原子力事業部長 ちょっと気になったのですがけれども、独立性を全部確認しないといけないと。これ、多分、原子力規制検査のことを言われているのだと思いますけれども、基本的に、原子力規制検査の中のいわゆるROPから持ってきた部分ですね。そこですよ。その話だと思います、保安検査とかですので。

そのところは、安全上の影響度みたいなもので指摘を、悪いところを見つけて改善につなげるというのが目的なので、恐らく独立性を全部チェックする必要はなくて、サンプリングで見て、独立性のせいで安全性が低下しているものを見つけるのが目的ですから、

独立性がないものを見つけるのは目的ではないので、検査の目的は違うと思いますので、そのところはいろんなやり方があるのかなと思います。ただ、本当にそれができているかと見るときは、深く見ないといけないものがあって、そこはフリーアクセスでいろんなものが見られるという仕組みを事業者として用意していくと、そういうことかと思っています。

○高須統括監視指導官 規制庁の高須です。

今後、詰めていくところかとは思いますが、今、御説明された、今先ほどから議論になっているパターン1～パターン3まで、いろいろ確保策の例を書かれているのですが、ちょっと私が疑問に思っているのは、パターン1とパターン2なのですが、パターン1では全部記録を見て、高い信頼性と、特に高いものについては、全数だとか抜き取りというふうに決められて、一方、パターン2を見ると、パターン2は再検査の可能性があるものについて、ここが若干違って、パターン1とパターン2が具体的に、特に高い信頼性についてはパターン1では全部立会いだとか抜き取り立会いをしますとおっしゃっているのだけど、パターン2のときに、再検査ができれば分けますみたいなことになっていて、ここら辺の整理がどうされているか、ちょっとわかれば教えてほしいと思います。

○爾見関西電力原子力事業部長 関西電力、爾見です。

まず、高いと、特に高いは安全重要度が違いますと。恐らく、ある程度の期間、機能が喪失すると「白」の指摘になるようなものというのは、多分、この特に高いのところに入ってくるのだと思いますけれども、1ランク落ちるやつと。そういうものに関して、再検査の可能性というやつは、基本的には再検査をしません。基本はしません。ここでいうと、検査実施責任者から、検査の所管箇所から独立していない社員がやるのですけれども、後で品証部門の人とかほかのセクションの人が必ず見る機会を残した上で検査すると。ですので、必ずチェックが入る可能性があるよという、抑止力をかけた上で検査をすると、それがパターン2です。パターン1は、独立した検査員がやります。検査2は、独立した検査員じゃないのですが、独立した検査員が後からすぐにチェックする可能性が一定割合でありますという状態で検査してもらおうと、そういうやり方をしようと思っています。それでお答えになっているでしょうか。

○高須統括監視指導官 すみません、時間をとってもあれなので、今後詰めていくところだと思っておりますが、今おっしゃっているところはちょっとあまり、特に高い信頼性というところであれば、パターン1は全部立会いをするとおっしゃっているのに、パターン2で行くと、再検査をする場合にあっては、グレードを設けて抜き取り率を設定するみたいなことが書かれていて、その差が、何でその差が出てくるのかがちょっと理解できないので、ちょっと時間もあれなので、また今後、詰めていただければと思います。

○爾見関西電力原子力事業部長 わかりました。特に差はなくて、この三つのやり方がそれぞれ有効だと思っていますということです。また、調整したいと思います。

○山田部長 私のほうから一言申し上げさせていただければと思うのですが、今、

結構、具体的な議論をされていますけれども、まず考え方の整理についてなんですけれども、今日、今、ここでの議論って、信頼性、独立性がキーワードで議論はされていますけれども、独立性というのは信頼性を確保するための一つの方法であろうと思います。

それで、と言いつつ、信頼性という言葉もいろいろな使われ方がされているような気がしてまして、世の中から信頼されるための信頼性という話と、それから、設備が、本来、リアリティという意味での信頼性をどう確保するのかというのと、信頼性という言葉には二つの種類があると思うのですけれども、ここは、検査でどれだけ安全性を確保するのかという話で、世の中からの信頼性、ちゃんとしたやり方をされていれば、世の中から信頼されるという意味での信頼性の確保につながるのだと思いますけれども、まず我々が考えるべきなのは安全を確保するという意味での信頼性だと思います。

で、その場合の信頼性というのは、要は安全上重要、安全に影響の大きいもの、決定論的か確率論的かわかりませんが、そこをその程度に応じて、確認の仕方についてグレードをつけていきましょうと、グレーデッドアプローチの考え方だと思いますけれども、ということだと思います。

そういう意味での安全上重要なものについてグレードを分ける中で、独立性を要求されるのは、信頼性が安全上重要なものについては独立性を高くして、よりちゃんと本当に安全なものになっていますということを確認していこうということだというふうに思います。なので、そういう意味での安全上の影響の大きいものについては、独立性を高く要求をしていかなければいけないということだと思います。

それで、その中でまた独立性というのも、実は、二つの側面があるのではないかと思います。一つは、間違ってしまう、検査を間違えてやってしまうという意味での間違いを防ぐための独立性、要するに、ほかの人がやれば間違いは減りますよねという話と、それから、何らか別の意図があって、要は改ざんとか不正とかをしてしまうものを防ぐ意味での独立性と、多分、二種類あって、そこのところがごちゃっとなっていて議論がされているのではないかと思います。

で、第三者が見れば間違いが減りますねという意味であれば、検査員だろうが、監視員であろうが、同じ技能を持っていれば、そこでの独立性ってあまり関係がなくて、複数の人が見ればいいですねという話だと思います。

何らかの意図的な影響力が行使されて、判断が曲げられるのではないかと思います。独立性ということについて言えば、恐らく、組織的な話とか、そういう意味での独立性が必要になってくるのではないかと思います。

ですので、要するに記録を間違えますという話と、記録を、これはいいのではないのといって判断する際に曲げてしまうというのと二種類あるので、それぞれについてどう防ぐのかという独立性の担保の仕方というのは、多分、今の二つは違ってくるのではないかと思います。

ですから、そういう場合分けをした上で、求められる信頼性というか、安全性の影響

に応じたグレードはどうかという話と、それから独立性としてどういうやり方をしていく必要があるのだろうかということを整理をしていくと、恐らく、自ずと答えが整理されていくのではないかなというふうに思います。

こういう整理じゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○爾見関西電力原子力事業部長 関西電力、爾見です。

今の理解で私もそんなに違和感はありません。間違ってしまうほうのクロスチェックというのですか、に関しては、電力は結構やっていると思います。これ、間違うと、後、非常に大変なことになるので、複数回、1回目と2回目とか、いろんなやり方でクロス、2回以上のチェックを必ずしています。だから検査する段階では、もう100回に1回、1,000回に1回も不合格が出ないような状態の検査になるわけです。この面もあると思います。

今おっしゃった不正防止のための独立というのは、我々は、一番できる人に検査をさせた上で、監視員というのですかね、不正をしないことは十分できる技量を持った人が一緒に作業していると。それは、普通は電力社員に対して全然関係のないメーカーさんから来ている設備の担当の人が横についてやっていたりするわけです。

ですから、そういうやり方で、それを独立と、私、ちょっと呼ばなかったのですが、今の考えですと、不正防止のための独立な組織による監視をしているという言い方ができると思います。その方向でいいと思います。

○山田部長 念のためにもう一言だけ申し上げさせていただくと、組織が別でも影響力は行使される可能性があるので、組織的な、形式的な独立性というのと、実質的な独立性は違うと思いますので、我々が見る検査においては、実質的な独立性が確保されているのかというのが一番重要だろうというふうに思いました。

○爾見関西電力原子力事業部長 わかりました。それ、大事だと思います。そういう方向でやろうと思っています。

○山田部長 よろしいでしょうか。

○平野地域連携推進官 平野です。

基本、山田部長の二つに分けて考えるという、そこがごちゃごちゃになっているので、なかなかコミュニケーションがとれていないのかなという印象があるのですが、私は三つで考えるべきだと考えていて、一つは不正、一つは間違ってしまうというのも単なるオMISSION・エラーと、それからCOMMISSION・エラーというのがあって、勘違い、認識が間違っているというのがあって、グループを分けるというのは、一つのグループだとみんなが勘違いしているということがあり得るかなという面があるので、基本的には、不正の防止ということと、単なるエラーの防止ということと、それから勘違いを見つけると、こういうふうに分けると、勘違いとか、認識の間違いを見つけるという三つに分けるとより明確になるのではないかなというふうに思います。

○爾見関西電力原子力事業部長 ちょっとその三つ目の勘違いというのは、例えばどんなもの、どんなものが防げるような組織とかやり方が重要とおっしゃっているのでしょうか。

○平野地域連携推進官 コミッション・エラーとオミッション・エラーのことも言っているのですけれども、単なる間違いというのは、単にやり違いというやつですね。それからもう一つは、これは、こうするべきだと思っていて、それが違っていたということですね。

○爾見関西電力原子力事業部長 要領書が間違っているみたいなやつですか。

○平野地域連携推進官 そういうものも含まれます。

○爾見関西電力原子力事業部長 わかりました。

○山田部長 よろしいでしょうか。

それでは、すみません。時間もありますので、次に移らせていただくとして、Performance Indicatorについての議論ということで、資料4-1と4-2ですけど、4-1は説明が要りますか。

○金子課長 規制庁の金子でございます。

簡単に資料4-1、御説明をさせていただきたいと思います。

以前にもPerformance Indicatorについては、こういう方向で整理をしたらいいのではないかという考え方をお示しをしまいいりまして、議論をしておりました。

基本的に議論のあるところ、大きな構造として議論のあったところは、緩和系のMSPIみたいなものに新しいPRAみたいなものの手法を活用しながら、それを設定していきましようか、どうしましようかという点が一つ。それからもう一つは、コーナーストーンの一つが違う重大事故対処、大規模損壊対処という形になっている緊急時計画というところとの差の部分で、ここは新しいPIをつくらなきゃいけないですねというところが大きな論点だったというふうに理解をしております。

それ以外、もちろん大枠の部分での議論とは別に、どのような指標に具体的に計算をするのかという点で、もうちょっと見直さなきゃいけないというような点は、当然、それぞれについてありましたので、その状況を資料4-1で全体整理をしているという形になっています。

今、最初に申し上げたポイントの二つの影響緩和のところのPerformance Indicatorについては、4ページの横型の表のところを見ていただくと、議論の中では、いわゆる確率論的評価を使う方向で考えていまいしょうという議論をしてきましたけれども、まだ時間的に、すぐにそれが結果として得られるという状況でないことと、その得られた情報がどれぐらい信頼に足るのかということ、要するに評価の指標として使いますので、ある程度アセスメントをした段階でないと、さすがにIndicatorとして、その後の色づけの判断をするツールとして使いにくいだろうということもありますので、当面は、今、保安活動の状況の把握の中でさせていただいている使用不能時間割合みたいなものを継続的にとって、それを活用していったらどうかというふうにしてございます。将来的に、当然、技術的な基盤と、その信頼性の評価ができたところでは、置きかえることを考えていくというような方向でどうかというふうに、今、この資料の中では案をつくってございます。

それから、重大事故等対処と大規模損壊対処のPIにつきましては、今、同じ表の⑧～⑩

まで、表の1枚目の下のところに四つ書いてありますけれども、訓練の参加割合であるとか、重大事故等対策の操作の成立性みたいなものであるとか、機器設備の使用不能時間割合等と四つの指標を設けてはどうかということで整理をさせていただいております。

まだいろいろ御議論なり御意見があると思いますので、それは継続的にするとして、大枠として大体こういう方向で考えていったらどうかということをして今日は特に議論をさせていただき、あと、ほかに例えば時間のベースをどういうふうにとりましょうかとか、細かなことも資料の中に入れておりますけれども、これも特に御懸念のある点とかお気づきの点があれば、御指摘をいただくような形で議論ができればというふうに思います。

私からは以上です。

○山田部長 それでは、これに対する事業者意見ということで、資料をまとめていただいているみたいですので、御説明をお願いします。

○横尾電気事業連合会原子力部部長 それでは、資料4-2を説明させていただきます。電事連、横尾でございます。

ポイントだけ説明をさせていただきたいと思います。「はじめに」のところに書きましたのは、米国においてPIを算出するに当たり、事業者がガイドラインをつくって、それに基づいてしっかりみんな同じような認識で算定するという仕組みになっておりますので、これについて、我々、ガイドラインを今つくっていますのでという話を書いております。

あと、事業者意見のところは、ちょっと細かいのが多いのですが、まず、1点目、7,000臨界時間当たりのところですね。これ、四半期中のスクラムが1回であれば、米国では色が変わらないように算定範囲外とする時間というのを設けてあるのですが、それ、2,400という数値です。日本のしきい値が少し変わるということで、ここの考え方の2,400から3,500としないと、スクラムした後にその状態がずっと維持されている、要は、プラントの状態が変わらないのに色が変わってしまうということになるので、それはちょっとおかしいのではないですかという意見でございます。

それで、2番目のお話は、先ほどのMSPIの話なので飛ばさせていただきまして、これも我々も準備ができてからやっていきたいと思いますというお話でございます。

それから、(3)安全性の機能故障件数のところですけど、ここのPIは影響緩和系の話ですので、現行の算出方法だと保安規定のLC0逸脱件数全て数えるような感じに読めるのですけれども、影響緩和のPIということであれば、影響緩和系に係る逸脱件数だけを対象とすべきではないかという意見でございます。

4番目の訓練参加割合のところは、我々、訓練をいろんな考えでやっているの、ちょっと考え方をお互いちょっと整理しませんかという提案でございます。

それから、5番目、重大事故対処、SA設備のところも、我々、将来的にはMSPIを導入したいなというふうに考えておるという表明でございますが、米国ではSA設備の評価手法が確立されていないということで、かなり時間はかかるかなと思っていますので、お互いに準備ができたならこういうことも考えていきたいという提案でございます。

それで6番目、モニタリング機能喪失件数というのをPIで数えるという御提案でございますけど、アメリカにおいては、この辺り、基本検査の中で確認するというようなことにもなっておりますので、基本検査でやるのか、PIでやるのかというところを整理をして、基本検査でやるのであればPIは要らないのではないですかというお話でございます。

7番目のところは、線量限度を超えた場合、いきなり「赤」というしきい値が示されているのですけれども、これ、アメリカの例なんかをとっても、基本検査の重要度評価の区分と整合しないというところもあるので、線量限度が1件超えたというところではまず「白」、2件超えたら「黄」というような形で考えるべきだということ、ちょっと詳細は後ろのほうに細かく書いた資料を載せてありますので、そこを御確認いただければということでございます。アメリカ、これ、いきなり「赤」に飛ぶのは、限度の5倍を超えたという、かなり高い値を超えた場合にいきなり「赤」という形になっているので、その辺の考え方もしっかり整理した上でという話でございます。

事業者サイドからは以上でございます。

○山田部長 それでは、今、御説明をさせていただいたのと、それに対する御意見をいただきましたので、これに対するレスポンスも含めて議論したいと思います。お願いします。

○笠川室長補佐 原子力規制庁の笠川です。

今、PIに対する御意見を7項目ほどいただきました。これ、恐らく大枠ではもう全て、トータル15項目になるわけですが、これは大枠では認めていただきまして、基本方針は合意できていると考えていますので、あとは、詳細設計の段階でガイドラインをつくっていくと、それこそ、我々のほうでも運用要領をつくっていきますので、その中で詳細なところを詰めていきたいと思っております。

○古作課長補佐 規制庁、古作です。

今、笠川が基本合意というような話をしましたけど、ちょっとずれが出ているのは、MSPIの領域についての、そこに至るまでのプロセスだと思っていまして、我々としてはちょっと時間がかかるので、それまでに、移行するまでの間は、使用不能時間割合というものを引き続き使っていきたいというふうに思っているところに対して、事業者側は積極的にMSPIをつくっていくので、それまではなくていいでしょうというような形になっているというところは、ある程度、意識合わせをしていったらいいのかなと思うのですが、1年なのか2年なのか3年なのかわかりませんが、その間について、我々としては使用不能時間というのを考えていきたいと思っております。その点は御了承いただけるものなのかどうかといったことはいかがでしょうか。

○河村電気事業連合会原子力部副部長 電気事業連合会の河村です。

MSPIにつきましては、今、PRAのモデルの高度化ができたプラントに関して、MSPIが算出できるように、事業者のほうでも準備を進めております。

MSPIの算出に関しては、先ほどのPIの事業者側でもガイドラインをつくっていくということを申しましたけれども、それと同様に、MSPIに関してもガイドラインをまとめてい

きたいというふうに思っております。

その算出に係る適切性ですとか、そういったことも含めて、そのガイドラインの中で議論させていただきたいというふうに思っております。あと、MSPIに関しましては、PRAのモデルの高度化が終わったプラントからというふうに申しましたけれども、モデルの高度化に関しましては、運転プラントに関しましては、2020年の新しい制度の運用開始のところまでにはPRAのモデルの高度化を行って、MSPIが算出できるような準備を整えていきたいというふうに思いますので、運用開始の時点から我々としてはMSPIを算出できるようにしていきたいというふうに思っております。

○金子課長 規制庁の金子です。

事業者サイドの準備がそうだという事は我々も理解をしていますけれども、先ほど、私が申し上げた、それで判断して大丈夫ですかというところの時間も当然必要になってくるので、恐らく2020年春の本格施行のときに、それを判断できるようになるレベルに達するかどうかというところがとても不安だというふうに申し上げているのです。

ですから、それが見えてきて使えますねということであれば、もちろんそれで構わないのですけれども、そうでない場合には、今やっているものを、多分、使わざるを得ないので、そういう方向で考えてよろしいでしょうかというのが古作の指摘の趣旨だと思います。

○古作課長補佐 規制庁、古作です。

そのとおりでして、ということからすると、当然、使える段階になったら使っていくという姿勢は、我々ももちろんそう思っていますので、それを思いつつも、一応、現状の検討としては、両面を考えておいて、できるようになったら行くというところで、使用不能時間のほうの議論も並行して進めさせていただけると、お互い安心感を持って導入に、施行に向かえるのではないかと思いますので、特に、使用不能時間割合のカウントについては、ほかの点でもありましたけど、どの範囲をどういうふうにやったらいいのかといったようなところの論点が恐らくあると思いますので、そういったところは、あわせて検討しておいていただけるといいのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○滝沢東京電力原子力安全グループマネージャー 東京電力の滝沢と申します。

我々のほうは、MSPIについて、先ほどありましたように準備を進めておりますけど、それは淡々と進めさせていただきたいと思います。

やはり、それでアセスメントとおっしゃられましたけど、そういった評価が必要であるということで議論が長引くようであれば、今言われているような代替のPIというのはやっぱり登場してくるのかなと思います。

代替のPIにつきましては、詳細、我々ちょっとこの意見の中に細かいところは書いてありますけれども、そういった詳細については継続して議論させていただきたいと思います。

○金子課長 あと、もう一つ、大きな項目の設定という意味では、例の放出時のモニタリング機能喪失件数をどうするかというところが御意見の中では大きな点だと思うのですが、これは、基本検査でそもそも見て、その指摘事項にすれば、結局、同じだという

意味ではそのとおりだと思いますので、ちょっと検査との関係を整理をする中で、設定をしたほうがいいのか、それとも検査で見て指摘事項として色づけをする対象にしましょうということにするのか、どちらかでやればよいと思いますので、そういう整理をちょっと議論をさせていただいて、考え方を整理したいと思います。

○横尾電気事業連合会原子力部部長 ありがとうございます。その認識で、今後、議論させていただければと思いますが、先ほど、笠川さんのほうから、一応、全体合意できているというお話があったのですが、ちょっと(1)のところの色が変わっちゃうところの算定範囲外の考え方ですかね。そこを我々としてはやっぱり2,400でアメリカ並みに行くと、色が途中で変わっちゃうというのはおかしいのではないかとこのところがあるので、そこはちょっと合意できていないという認識でいるのと、あと、最後に御説明した個人最大放射線線量でいきなり一発「赤」になっちゃうところ、事業者が自ら考えて改善を促すという流れからすると、一発「赤」というのはちょっとおかしいのではないかとこのところは、今後しっかり議論させていただければということで、今のところ合意できていないのではないかとこの認識でおります。

○笠川室長補佐 原子力規制庁、笠川です。

その点も含めて、詳細で今後考えていくのかなということで、先ほど、大枠では合意という言葉は遣いましたけど、今の一つ目のスクラム回数で、1回スクラムがあって停止時間が長くなれば「白」に移ってしまうのではないかとこの御懸念がありましたけど、それも資料4-1の2ページ目のところで我々の考え方は書いておるのですが、果たして、1回停止すれば、全て「緑」と、無条件に「緑」とするのでいいかどうかという議論になると、我々の考え方としましては、1回スクラムが発生しても停止時間が長くなれば、ある程度、規制的に確認をしていくというIndicateをするようなものということと「白」にすればどうかというようなところがこちらの考え方ですので、その点、まだ議論を進めていきたいと思っております。

二つ目の個人最大放射線線量のところですが、それも今、SDPのところでも具体的な検討を進めておりますので、そことのバランスだと思いますので、そこもちょっと詳細を今後詰めておきたいと考えております。

今、今回お示ししたのは、基本的には以前やっておりました11指標というのをベースで考えておりますので、まずはそれをベースということで今回お示しましたので、詳細は詰めていきたいと思っております。

以上です。

○山田部長 よろしいでしょうか。

それでは、次、次々で恐縮です。次の議題ということで、品質基準規則への追加事項に対する事業者意見に関する考え方ということで資料5をまとめていますので、ポイントだけになるかと思いますが、御説明をお願いします。

○金子課長 規制庁の金子でございます。

資料5、横型の表になっておりまして、前回、事業者側から品質基準規則の記載ぶりであり、今、御提示をしている案に対するコメントをいただいたものを表の左側に、それで、我々なりの考え方を右にという形で整理をさせていただきました。

多くのコメントは、表現の明確化であったり、あるいは、こういう趣旨をしっかりと表せたものにしてほしいというようなコメントが多くございますので、それについては、今後、より具体的な規則の案をつくる時に、言葉の遣い方であり、記述の詳細度であり、あるいは、具体的に含めなければいけない内容でありというのを検討していくという方向で考えていき、それをまた議論をさせていただく中で確認をしていただいて、より適切なものにしていくというプロセスにしたいと思っておりますので、そういった点については、ちょっと今日は捨象して御説明をしたいと思っております。

一番最初の「全体コメント」1ページ目のところには、基準規則に書くものの詳細度といたしましょうか、構造としてあまり具体的なことをそこに書くと、事業者のある意味、自由でさらによりよいことをしていこうという活動が制約されるようなことにならないようにというコメントをいただいております。そこについても、我々、理解をするところでございますので、できるだけ、まず、規則の段階は、そういった割と抽象度が高いといたしましょうか、いろんなものが包含できるような、かつ、要求事項が、要求する方向が明確になるような形で記載をして、その上で、こういうやり方もありますねというようなことについては、解釈のような形でお示しをして、別にその解釈にはとらわれず、それ以外のことももちろんできるのだということも明確にした上でやっていきたいというふうに思っておりますので、その構造については、基本的に認識は共有できるかなというふうに思っております。

それから、少し飛んでいただいて3ページ目というのがございまして、ちょっと過去の規則の制定との関係で被規制者側でこういう場合はこういうことでいいのでしょうかというパブリックコメントをいただいているものとの整合性みたいなもの、御指摘をいただいております。共通の⑥、⑦の辺りがそうですけれども、ここも具体的にどういう場合を対象にするのか、しないのか、あるいは、具合的なやり方として、どこまで要求するのかというようなことが少し議論をしていかないといけないと思うので、その点については、また細かくこの場、あるいは面談も含めて御議論をさせていただければというふうに思っております。

それから4ページ目にいただいている使用承認の運用の話が書いてございますので、これも、今でも新しい制度の中では使用承認の運用をすることを念頭に考えておりますので、御懸念のようなことがなさそうだと我々は理解をしているのですけれども、何か具体的にまたこれもお示しをいただければ、こういう場合はどうしたらいいのでしょうかというようなことがあれば、検討していきたいと思っております。そういった懸念がとおりになる事項で、明確にさせていただければというようなことも、その中に書かせていただいておりますので、それを御覧いただければというふうに思います。

それから、そういうものがあと大体多いので、ずっと飛ばさせていただいて、最後、10ページという表の「付属コメント」と一番最後にしていただいているところでありましてけれども、コメントでは、新しい検査がパフォーマンスベースであり、リスクインフォームドと、要するに安全上の重要性に着目をしてやっていくという、そういう影響があるものを中心に検査をしていくということであるからという趣旨だと思いますけれども、従来、行われていた「QMSの仕組みへの適合性に特化した検査」というふうに鍵で書いていただいている、保安検査の中の一部のことをきつと指しておられるのかなというふうに推測をしますけれども、これは、パフォーマンスに大きな影響があった場合、要するに追加的な対応として検査をするというようなことだと理解をしているけど、それでいいかということなのですけれども、この「特化した検査」と書いていただいたのが、どれぐらいものを意味しているかということにもよるのですけれども、今ここに考え方で御回答で書かせていただいたのは、いわゆるQMSに対する検査というのは、基本検査の日常の検査の中でも当然、対象としては見ることがありますというふうに書かせていただいています。ただ、そのQMSのシステムそのものを特別に取り上げた何か、先ほどの例でいうところの特別検査、追加検査的な対象としてやっていくかということであれば、そういうことではないかもしれません。

したがって、ちょっとここも確認をさせていただきたいと、書いていただいた趣旨との関係で、どこまで認識が合っているのかというのがいま一つちょっと不明なところもありましたけれども、一応、基本検査の中でも、当然、QMSに係る活動は確認をするというのはありますけれども、それ以上に何かをすることがないのでしょうかということであれば、それはそのとおりでないと考えております。

この点については以上でございます。

○山田部長 以上のようなところですが、何か追加でコメントをいただけるようであればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○島津北海道電力品質保証担当室 本件につきましては、詳細、面談とかで再度確認させていただいて、詰めていきたいかなというように思います。どうもありがとうございます。

○山田部長 では、よろしいでしょうか。

それでは、次ということで、核燃料施設等における溶接基準の整理について、御説明をさせていただきます。

○金子課長 続きまして、資料6に基づきまして、御説明をいたします。

これも以前のワーキンググループのときに核燃料施設に関する溶接の基準の体系を割と今の形にそろえていきたいと思いますという方向性についてお話をさせていただきました。それを少し具体的なイメージにすると、こういうふうになるのではないのでしょうかということで整理をさせていただいたものであります。

資料の1ページ目に方針ということで、ちょっと繰り返しになりますけれども、いわゆ

る技術基準規則としては、この性能規定に改めていきたいと思います、具体的な仕様みたいなものが入り込んでいる今の体系から性能規定化をするというのをまず技術基準の制定の仕方の基本方針にしましょう。もちろん、施設ごとにその規則を制定をすると。その要求事項の詳細は、その下の解釈の形で定めさせていただくことにして、基本的には現在の規制要求事項そのものを取り込んでいくという形にして、規則と解釈という意味での構造は変わりますけれども、要求している内容は、基本的に継続をしていくというような形にしていきたいと思います。

その際に、今の規制要求事項と、あるいは、機械学会でつくっていただいている溶接規格とかの差異とかというものを確認をして、少しアップデートをしなければならない点というようなこともあろうかと思いますが、そういう点については修正をしていくということで考えていきたいという方針でございます。

今申し上げた方針をそれぞれの施設ごとの現在の体系との対比で整理をさせていただいたのが、実は4ページ目以降になっておりまして、そこを少し御覧をいただければというふうに思います。

加工と再処理と廃棄物管理・埋設、あるいは試験研究炉については、一番右側に現行規則の構造が書いてありますけれども、設計工事の方法の技術基準と、性能に関する技術基準規則がもともとございまして、そこに対応する部分は、新しい技術基準の規則の中に入ってくる部分がございます。それから、溶接の技術基準規則に入っている部分で、性能の規定の部分については、この上のところに入っていきます。それから、溶接方法の認可（内規）で規定をされているもので性能規定として技術基準に入れておくべきものは、そこに入っていきます。逆に言うと、仕様書いてあるものというものについては、下線部がちょっと引いてありますけれども、それについては下の溶接の技術基準規則の解釈という形で定めていこうというような形に構造が変わっていくというのを示してございます。

5ページ目が使用施設について、これは、今現在が使用等に関する規則と、溶接の技術基準規則の二つの構造になっておりますので、それをまた新しい形に移行するという、同じような構造になります。

6ページ目は、使用済燃料貯蔵施設ということですので、これも同じですけれども、現行のものがどういうふうに変っていくかということをお示しをさせていただいております。

あと、参考に規則等を最後につけておりますけれども、そのような方向で書いていくということで構造の御理解をいただいた上で、また中身を具体的に詰めていくという作業に入っていきたいという段階でございます。

私からは以上です。

○山田部長 ただいま御説明をさせていただいた内容について、確認すべきこと、御意見がございましたらお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○高坂日本原燃運営管理部技術課副長 日本原燃の高坂と申します。

今、「はじめに」で1ページ目でありました方針なのですが、实用炉と同様の体系の再整理については、事業者としては特に問題ありません。ぜひお願いしたいと考えております。

ただ、方針2のところに記載してあります五つのうちの方針に対してですけれども、別紙でありますように、昨年第13回の検査ワーキングにおいて論点を示されております。事業者において自主的に事業者検査に必要な文書の整備をしていく必要がないかということに対してですけれども、その際、この方針2の三つ目にありますように、「日本機械学会発電用原子力設備規格 溶接規格の差異等を確認し」ということが記載されております。再処理についてはですけれども、一部、文書については整備が学協会の協力のもと、進められております。近い将来に、核燃料施設についても直接適合可能な民間規格というものの活用というのは必要になってきますので、適切な時期に、順次、この国の技術評価というのは必要ではないかということを理解しておりますので、現在、始めるに当たっては、確かに日本機械学会の発電用原子力設備規格の溶接規格を必要な範囲で引用することは必要かと思っておりますけれども、必要な文書については、核燃料施設についても整備はどんどん進んできておりますので、その点はお願したいと一応考えております。

以上になります。

○金城安全規制管理官 核燃料施設を担当しています金城ですが、それは、多分、再処理のほうでいろいろと、今、準備を進めている技術基準の件だと思っておりますけれども、やはり、今こちらに我々のペーパーで並べているのは、我々、規制機関でもエンドースしたような規格を用いてということでありますので、そちらで準備されているような規格のエンドースの準備などが整ったということであれば、こちらとしてもやはりしっかりと議論を進めていきたいというふうに考えていますので、それはまた別途、こちらのほうに御説明等をいただければというふうに考えております。

○山田部長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、最後の議論ということですが、資料7で放射線安全に係る重要度評価の考え方等についてということで、それに対する事業者意見ということで、これも電事連のほうから資料をいただいておりますので、御説明を簡単にお願いただけますでしょうか。

○横尾電気事業連合会原子力部部長 電事連、横尾でございます。手短かに説明します。

ここに書いている趣旨は、2行目のVHRA、これ、超高放射線区域ですかね。ですとか、ALARA計画のような、日本でなじみのないようなものが、ALARA計画は放射線管理計画みたいなところはしっかりやっていますけれども、こういう名称のALARA計画みたいなものはないというのがどうもあるので、日本の実情に合わせて、今後しっかりと運用を検討させていただきたいという話と、あと、下のほうに書いてありますのは、实用炉則と電離則などが、背景・目的などで併記されているということもあるので、二重に検査が行われないうすよねというようなところですね。効率的に検査が行えるように議論させていただき

たいと、そういう趣旨を書いているものでございます。

以上でございます。

○山田部長 ありがとうございます。

では、これに対するレスポンスがあればお願いします。

○布田検査評価室長 規制庁の布田です。

いただいた意見につきましては、今後のガイドの内容ですとか、あるいは運用上の御意見というふうに理解しておりますので、今後、ガイドの整備、それと審議を踏まえた修正の中で御意見については踏まえていきたいと思っております。

○山田部長 二重の検査については、ここにも書いていただいているとおり、IRRSの中でも他省庁との関係をしっかり整理をするようにという指摘がそもそも出ているところで、今回の検査制度の見直しの中で、比較的自由度の高い検査として、原子力規制検査の整備をすることができるようになりましたので、効率的な検査をする上で他省庁の検査の結果をどう活用するのかということは、我々自身、宿題として負っていることだと思っておりますので、その中でいただいた御意見については、しかるべく検討をしたいというふうに思います。

それでは、本件もよろしいでしょうか。

それでは、本当に最後の資料ということで、資料8-1～8-3については、これも前回のワーキングと同様に、我々のほうで作成作業をした成果として、こういう案を今まとめつつありますので、これもまた御覧をいただいて気づきの点等があれば御指摘をいただくということで御覧をいただければというふうに思います。

それでは、全体を通して何か御発言になりたいことがあればお願いをしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、また例によって次回のアナウンスをお願いします。

○伊藤課長補佐 規制庁の伊藤です。

今回は4月2日を予定しております。ちょっとスケジュールのほう、少し話をさせていただきますと、その次に4月16日にワーキングを予定しております。今年の10月から検査制度に係る試運用のほうを開始したいというふうに予定しております。我々のほうで今検討しております検査ガイドですとか、各種文書類、こちらのほうを試運用版として9月の初旬のほうには完成させたいというふうに思っております。その前段としまして、先ほど話をしました4月16日のワーキングのほうである程度、見せる文書によっては濃淡があるかもしれませんが、見せていきたいと、提示していきたいというふうに思っております。その4月16日のワーキングの前に行います4月2日、こちらのほうで、これまでの議論を踏まえて、事業者の皆さんから我々が文書をつくる前の参考になるような、そういった御意見ですとか、また、今日もいろいろ議論がありましたけれども、仕かかりの部分ですとか、そういったところを御提示いただければというふうに思っておりますので、

ぜひともよろしく願いたします。

以上です。

○山田部長 それでは、以上ということで、本日のワーキンググループをこれで終了したいと思います。本日も活発な御意見をいただきまして、御参加いただきまして本当にありがとうございました。

では、終了いたします。